

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

(新設)

		資料番号	71-1	担当課	薬務衛生課
法令名	製菓衛生師法	根拠条項	8	不利益処 分の種類	製菓衛生師免許の取消し
<p>○製菓衛生師法（抄） [昭和四十一年七月四日法律第百十五号] （免許の取消し）</p> <p>第八条 都道府県知事は、製菓衛生師が次の各号のいずれかに該当するときは、その免許を取り消すことができる。</p> <p>一 麻薬、あへん、大麻又は覚せい剤の中毒者</p> <p>二 その責に帰すべき事由により、菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたとき。</p>					